

東京地方裁判所平成30年（ワ）第31637号損害賠償請求事件（一部認容・一部棄却）
令和2年2月20日判決

【税理士損害賠償／善管注意義務違反／横領の調査確認等・所得拡大促進税制の失念】

TAINS コード Z999-0181

【要点】

顧問先の横領につき、税理士が報告や是正・指導を行わなかったことに善管注意義務違反はないとされたが、所得拡大促進税制の失念につき、損害賠償請求の一部が認容された事例

X社（原告）は、顧問税理士Y（被告）がX社の元代表者による横領（不正行為）について報告や是正・指導を行わなかったことは、X社とYとの間の業務委託契約（顧問契約）に係る善管注意義務（調査確認義務・助言指導義務）に反するものであるとして、Yに対し、債務不履行による損害賠償請求権に基づき、横領された金銭の一部である3000万円の支払を求めるとともに、Yが所得拡大促進税制の適用を失念して税額控除をしないままX社の確定申告をしたことは、上記契約上の善管注意義務に違反するものであるとして、過大納付額など1038万円余及びその遅延損害金の支払を求めて出訴しました。東京地裁では、顧問契約の定めなどから、会計書類及びその作成過程から把握される不審点を調査確認し、不正があればこれを是正指導する義務がYにあったものと直ちに解することは困難であるから、顧問契約において、会計書類の内容を調査・確認し、不審点を明らかにして助言・指導するなどの義務がYにあったと解することはできないとして、横領による債務不履行に基づく損害賠償請求を棄却しました。一方、所得拡大促進税制の失念による債務不履行に基づく損害賠償請求については、646万円余及びその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして、X社の請求を一部認容しました。

【概要】

判示事項

- 1 本件は、原告の顧問税理士であった被告が、原告代表者による横領を認識し、あるいは、認識し得たにもかかわらず、原告に対する報告や是正・指導を行わず、それらが被告との間の業務委託契約（本件顧問契約）に係る善管注意義務に反するものであると主張し、原告が、被告に対し、債務不履行（本件債務不履行1）による損害賠償請求権に基づき、横領された金銭の合計額1億1677万6000円の一部である3000万円及び遅延損害金の支払を求めるとともに、被告が確定申告を行うに当たり原告に適用されるべき税額控除制度の適用を失念して同制度に基づく税額控除をしないまま確定申告（本件各申告）をしたことが、本件顧問契約上の善管注意義務に違反するものであると主張し、債務不履行（本件債務不履行2）による損害賠償請求権に基づき、本件各申告に基づいて納付した税額と税額控除制度を適用して計算された納付すべき税額との差額等合計1038

万4048円及び遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 本件顧問契約の定めから、原告から提出される会計原票に基づいて会計書類の記帳代行を行うこと、仕訳の方法といった会計処理の基本的事項についての指導や相談を受けることといった業務を行う義務を超えて、会計書類及びその作成過程から把握される不審点を調査確認し、不正があればこれを是正指導する義務が被告にあったものと直ちに解することは困難である。また、税理士法1（税理士の使命）条及び41条の3（助言義務）並びに日本税理士会連合会が作成した業務チェックリストの内容を根拠に本件顧問契約の解釈を補い、本件顧問契約上、会計書類及びその作成過程から把握される不審点を調査確認し、不正があればこれを是正指導する義務が被告にあったと解釈することも困難である。
- 3 以上によれば、本件顧問契約において、会計書類の内容を調査・確認し、不審点を明らかにして助言・指導するなどの義務が被告にあったと解することはできない。したがって、本件債務不履行1に基づく原告の請求には理由がない。
- 4 原告が、本件各申告において、本件税額控除制度（租税特別措置法42条の12の4に基づく雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度）の適用要件を満たしていたにもかかわらず、被告が、本件各申告において、税額控除をしなかったのであり、被告による本件各申告には、本件顧問契約に基づく善管注意義務違反、すなわち本件債務不履行2があったものと評価せざるを得ない。
- 5 原告は、本件各申告に基づき、合計3542万0800円を納税したが、被告が本件各申告の際に、本件税額控除制度を適用して税額控除をしていれば、その納税額は合計2925万1200円で足りたと認められるから、その差額である616万9600円は、本件債務不履行2と相当因果関係のある損害であるということができる。
- 6 原告は、本件各申告において本件税額控除制度の適用があるか、本件税額控除制度が適用された場合に納付すべき税額の検証作業を税理士に委任し、その報酬として69万6852円を支出したことが認められるが、原告が支出した税理士費用については、税務申告のみならず、本件債務不履行2によって生じた過大納付分の金額や作業内容といった事情を踏まえると、そのうち本件債務不履行2と相当因果関係のある税理士費用は、30万円とするのが相当である。また、損害賠償金に法人税及び地方税が課税されたとしても、その発生した税額は、填補されるべき原告の損害とは性質を異にする純然たる租税債務として観念すべきであり、本件債務不履行2と相当因果関係のある損害ではない。
- 7 以上、原告の請求には、本件債務不履行2による損害賠償請求権に基づき646万9600円及びこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その範囲でこれを認容し、その余は理由がないから棄却することとする。